

岩見沢市北村環境改善センター条例施行規則  
の一部を改正する規則の概要

**第 1 改正の趣旨**

岩見沢市北村環境改善センター条例の一部改正(令和 7 年条例第 2 4 号)に伴い、備付物件使用料の改定を行う。

**第 2 改正の内容**

受益者負担の適正化の観点から備付物件使用料の引上げを行う。

**第 3 施行期日**

令和 8 年 1 0 月 1 日

岩見沢市規則第 3 号

岩見沢市北村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市北村環境改善センター条例施行規則  
の一部を改正する規則

岩見沢市北村環境改善センター条例施行規則（平成 1 8 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

備付物件使用料

設備名	使用料金（1 時間当たり）
音響関係	9 3 0 円
電子ピアノ関係	3 0 0 円
カラオケ機器	3 0 0 円
スポットライト関係	9 3 0 円
プロジェクター関係	3 0 0 円

備考

- 1 物品の販売、あっせん等営利を目的に使用する場合は、上記の使用料に、市内業者にあつては 1 0 割、市外業者にあつては 2 0 割を加算する。
- 2 不特定のものを対象として、入場料、会費その他名称のいかんにかかわらずこれらに類するもの（以下「入場料金」という。）を徴収する場合は、上記の使用料に、次の割合を乗じた額を加算する。

入場料金	1, 0 0 0 円以下	1, 0 0 1 円以上 3, 0 0 0 円以下	3, 0 0 1 円以上
加算率	3 割	5 割	7 割

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市北村環境改善センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。